

福岡市保健福祉審議会高齢者保健福祉専門分科会

(平成 24 年度第 2 回) 議事録

1 日時

平成 24 年 11 月 8 日 (木) 午後 3 時～午後 5 時

2 場所

天神ビル 11 階 11 号会議室

3 出席者

別紙のとおり

4 議事

(1)開会

(2)審議

介護サービス事業等の人員, 設備及び運営に関する基準等について

(3)報告

- ・「福岡型地域包括ケアシステムの構築」について
- ・次の「健康日本 21 福岡市計画」について

(4)閉会

5 議事録

(1)開会

事 務 局 : 【会議成立の報告, 会議資料の確認】

(2)審議

分科会長 : 3 月 29 日に, 福岡市長から本審議会に諮問を受け, 本専門分科会で 8 月 7 日に決議したパブリック・コメント原案をもって, 福岡市でパブリック・コメント手続きを実施している。出された市民意見やその対応, 答申案について, 条例委任部会で事前に検討いただいている。その検討結果を踏まえて, 本日は, 答申案等をご報告いただき, 審議を行いたい。まず, 資料 1, 2 について, 事務局より説明されたい。

事 務 局 : 【参考資料 1 にて, これまでの経過及び今後のスケジュールを説明】 【資料 1 にて, パブリック・コメントの結果と福岡市の対応(案)を説明】

資料1の2ページの結果概要をご覧ください。パブリック・コメントの結果概要について説明する。提出された市民意見の件数は3件で、福岡市独自基準について2件、地域密着型サービスの人員・設備・運営等に関する基準について1件、意見があった。意見への対応は、原案どおりとしたいと考えている。

1件目の市民意見「暴力団の排除」については、パブリック・コメント手続きをした際の23項目の順番どおりに条例が構成されると解釈された意見だと推測しているが、暴力団の排除にかかる条文については、申請者の基準及び運営に関する基準の該当部分に設けていくことが妥当であり、この意見への対応及び考え方(案)は、原案どおりとした。なお、パブリック・コメント結果公表は、条例制定後に市民意見及び意見への対応と考え方とともに、条例及び規則を公表することとしており、一緒に見ていただければご理解を得られると考えている。

2件目の市民意見「浴室、トイレの構造」については、介護老人保健施設を運営している事業者から提出された意見である。今回の新基準案では浴室、トイレの有効開口幅を100cmとしているが、既存施設には新基準を適用しない旨の経過措置を設けていくことを考えているため、意見への対応及び考え方(案)は、原案どおりとした。

3件目は「地域密着型サービス」についてのもので、認知症対応型生活介護において利用者から支払いを受けることができる費用のうち、「食材料費」を「食事の提供に要する費用」に変更すべきとの意見であるが、利用者から支払いを受けることができる費用は、食材料費、人件費などから構成される「食事の提供に要する費用」のうち「食材料費」であると厚生労働省の基準省令で示されているため、原案どおりで、修正は困難であると考えている。

次に、資料1の3ページをご覧ください。これらは、パブリック・コメント手続きを経ていないが、事務局から条例委任部会に提案し、ご承認いただいた追加修正である。

追加修正の1点目は、「トイレの設置」についてである。現状では、通所系サービス等の設備基準には、トイレの設置規定はないが、日常生活上必要であるため、通所系サービス、小規模多機能施設、グループホームに、同規定を追加する案である。なお、福岡市では、通所系サービス、小規模多機能施設、グループホームは平成22年度から、複合型サービスは平成24年度から、募集要項に加えるなど、新規事業者について運用を開始している。しかし、最近、特に、通所系サービス事業者から、施設に個別に設けることをせずに併設施設の活用でいいのではないか、などの相談があるが、福岡市としては、衛生管理の観点や足の不自由な利用者等の利便性向上のため、規定を設けてはどうかと考えている。

また、この修正項目の追加により、従前の6から23までの項目番号を1つずつ繰り下げる。

追加修正の2点目は、「汚物処理室の設置」についてである。これまでの審議では、老人福祉法に規定する特別養護老人ホームについては汚物処理室の設置が規定されているが、介護保険法上の介護老人福祉施設については同規定がないため、基準の統一を図ることとし、独自基準として、介護老人福祉施設の設備基準に汚物処理室の規定を設けるというのが独自基準の趣旨だった。汚物処理室の設置については、介護老人保健施設、特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、短期入所には規定があるが、それ以外の施設、居住系サービス、小規模多機能型サービス、複合型サービスにおいては規定がない状態である。これらの施設でもトイレ等を利用して汚物処理を行っていることから、衛生管理上必要であると判断し、汚物処理室の設置について、規定したいと考えている。なお、小規模多機能型サービス及びグループホームについては平成22年度から、複合型サービスについては、平成24年度から募集要項に加え、対応しているところである。

4ページを参照されたい。追加修正3点目は、「サービス記録等の保存期限」の、基準設置の理由についてである。前回の8月7日の本専門分科会意見等を踏まえ、基準設置の理由を補強し、介護報酬返還に5年前までの書類確認が必要なことに加えて、苦情や事故の対応に考慮する旨を明記した。

事務局：【資料2にて、答申(案)を説明】

分科会長：パブリック・コメント手続きで出された市民意見と福岡市の対応(案)、答申(案)について事務局より状況の報告があった。これについて、11月1日の条例委任検討部会で事前に審議いただいているので、その内容を含め、部会長より概要について報告されたい。

部会長：【参考資料2にて、部会長より部会審議、答申(案)等を説明】

平成24年3月29日から、11月1日まで、合計5回の部会を開催した。検討内容は、記載のとおりである。事務局から説明のあったとおり、参考資料2右側の基本方針を踏まえてとりまとめたパブリック・コメント原案について、8月7日の本専門分科会で承認をいただき、同原案にてパブリック・コメント手続きが実施された。その意見等について、11月1日に検討し、左側下段の「2 部会検討結果」記載のとおり、厚生労働省令で定める基準に、福岡市独自基準として24項目を加えることが妥当ととりまとめた。

分科会長：今までの経緯、報告を踏まえ、委員皆様の意見を伺う。まず、資料1の市民意見3件への対応(案)について、皆様の意見はいかがか。市民意見1件目への対応案はこれでよろしいか。

委員：【了承】

分科会長：市民意見2件目の「浴室、トイレの構造」について伺う。車椅子の幅がほとんど90cm幅なので、開口幅が100cmあれば利用しやすいという趣旨の規定である。既存の施設は構造を変えないといけないので、改築時や建替時に100cmに合わせていただくなど、少し弾力的なものだが、これでよろしいか。

委員：【了承】

分科会長：次に市民意見の3件目、「食材料費」について伺う。条文を突き詰めて解釈すると、食材料費のみが、利用者から支払いを受けることができる費用になる。グループホームは入所者と一緒になって調理をする、それを通して日常生活の訓練をする、というのが最初の設立理念だった。しかし、入所して10年20年たつと、高齢になったり、認知症を患ったりしている入所者に、調理に出てきてとは言えず、結局、終の棲家としてお世話をすることになり、最初の理念どおりに運営していくことは、正直難しいのが現実である。現場からは、「自分たちは介護員として一生懸命働いている、調理員じゃないのに調理を特別に行っているのに、支払いを受けるのは食材料費だけ、というのはいかがなものか。当初の設立理念は現状に合わなくなっているのではないか。」などかなり強い意見を聞いた。ある施設では敷地内で作った野菜を収穫して食事を作った場合は請求できない、と言われたそうで、それもいかがなものかと思うし、「外からの弁当を納入するとその費用を支払ってもらうことができるが、弁当代には弁当業者の人件費等も入っていることを考えると、同じ食材料費の意味合いが違うのではないか。」という意見も寄せられた。条文をしっかりと読めば、食材料費だけが支払いを受け取れるものになるわけで、悩ましいところだが、委員皆様の意見はいかがか。このような背景があって出てきた市民意見だと思う。

委員：【意見無し】

分科会長：現在、入所者と一緒に調理を行っているグループホームは、市内にどの程度あるか。アンケートなどとしているか。

事務局：アンケートは行っているが、その数字は今手元に持っていない。

分科会長：外部から食事を仕入れている事業者の数や割合はどのくらいか。

事務局：委託している事業者の割合については、今データを持ち合わせていない。

分科会長：この状況は全国的なものと思うし、食材料費については介護保険料から支払われるわけではなく、利用者から実費をお支払いいただくものとして、施設入所時に署名押印をいただく性格のものと

理解いただければいいが、事務局から何か意見あるか。

事務局：厚生労働省では「食事を作る人件費の分は、介護報酬に含めている」という解釈をしているので、基準省令上も食材料費のみの徴収と整理されている。

分科会長：条文を読み込めば食材料費だけで、人件費は介護報酬に含まれているので調理も仕事の中でやるべきだという解釈になり、現実の姿と幾分一致しないが、皆様の意見はいかがか。介護で手一杯なため、時間外に食材を購入したり、少しでも安い食材を工夫して調達し、浮いたお金で誕生日会を準備するなど、様々な声を聞く。そのようなことを考えると、最初は、厳密に扱って突き放すのもどうかと思ったが、条例の文言を解釈すれば、こうするしかないかとも思う。部会では、この件について何か議論があったか。

部会長：食事を作る人件費は介護報酬に含めていると解釈すべきということであれば、制度としての解釈を、福岡市独自で設定するのは難しいということで、部会では、原案妥当と判断した。

分科会長：どなたか、現場の意見など、何か異論等はないか。

委員：【意見無し】

分科会長：この意見の対応案はこれでよろしいか。

委員：【了承】

分科会長：この意見への対応はこれでいいが、このような意見は現場に根強くあること、現実がこのような状況下にあることは、何らかの記録に留め、担当の事務方が変わっても、このような意見があったことを分かるように残していただきたい。

事務局：今回も省令等の解釈を厚生労働省に照会した折、グループホームの実情等は伝えたところである。今後も、厚生労働省と意見交換する機会には、本日伺ったようなご意見があることを伝えていきたいと考えている。

分科会長：それでは、市民意見3件について、福岡市の対応案でよろしいか。

委員：【了承】

分科会長：次に、資料1の3ページ、福岡市独自基準(案)の追加修正について審議する。1点目の修正は、「トイレの設置」についてだが、これについて何かご意見あるか。

委員：【意見無し】

分科会長：既存の施設はどのような状況か。もう既に設置しているのか。

事務局：ほとんど設置しているが、いろいろな事業者が相談に来る中で、特に通所系の事業者については、基準がないため、トイレ設置を助言しても、「設置の義務を規定した基準はあるのか」と言われることがある。

分科会長：現在、まだ整備されていない施設はどれだけあるのか。

事務局：基本的にはないと思われる。また、現在既に整備済みの施設については、経過措置を設ける予定である。

分科会長：どなたか、異論はないか。

委員：【意見無し】

分科会長：一般的にはトイレはあった方がよいと思われるが、この件については、これでよろしいか。

委員：【了承】

分科会長：2点目の修正は、「汚物処理室の設置」である。福岡市においては施設系サービス等にも規定を設けたいとのことだが、ご意見いかがか。これについても、既存施設に経過措置を設けるのか。

事務局：経過措置を設ける。

分科会長：衛生管理上これもあった方がよいと思うが、何か意見はあるか。案のとおりでよろしいか。

委員：【了承】

分科会長：3点目の修正は、「サービス提供記録の保存期限」である。前回いろいろと議論があった件なので、皆様もご記憶かと思う。一般的には書類の保存期限が5年となっていることに加え、苦情等に対応するには証拠書類がいる、ということ、理由の補強としているが、ご意見はないか。前回の分科会では、事業者としては保存場所等に苦慮していると思うが、書類の保存年限については5年が趨勢になっている、という議論だった。委員の意見はいかがか。修正案について、これよろしいか。

委員：【了承】

分科会長：では、資料1については、事務局案を承認してよいか。

委員：【了承】

分科会長：では、資料1についてはこれを承認する。次に、これを元にした、資料2の答申案を審議する。これまで審議してきた福岡市独自基準案24項目を、本専門分科会にて決議し、答申案としたい。については、最初の2、3ページは前回議論し承認したところなのでこれは了として、24項目について、再度、委員の意見を伺う。まず、答申案4、5ページで、意見はないか。

委員：【意見無し】

分科会長：5ページ「7 バルコニーの設置」は、車いすが通行可能な90cm幅で、施設が5階建てなら1階から5階までぐるりとちまき状にバルコニーを設置することである。有効幅90cmのバルコニーを作るには、構造上、先端に15cm程度の厚みが必要であり、これを加えると、建物の端から合計105cm前に出す必要がある。また、柱部分は建物前面にせり出しており、柱と柱の間は、通常、バルコニーはさらに30～60cm幅が広くなることになる。一番幅の狭い部分で90cm幅を確保するには、バルコニーは、窓ガラス面から最大で165cmの幅が必要になる。また、100cmを超えると、バルコニー面積のうち100cmを超える部分が建物投影面積に入るので、建築基準法上、容積率や建ぺい率に影響する。その場合、ぎりぎりで建てられている既存施設は、1周分各階のバルコニー面積につきスペースを割き、また、1部屋1部屋も大きくし、かつユニットケアのスペースを確保しなければならず、個室を2～3割減らさないと新基準をクリアして建て替えできないことになる。バルコニー90cm確保は安全面ではいいかもしれないが、一般的な70～80床の施設だと建築コストは約2億円程度違ってくるとのことである。補助金は1床あたりいくらで算出されるので、定員は減るので当然補助金は減額となる。「建築物としては極めて大きな影響がある」と、建築士から指摘を受けた。なおかつ、2方向の避難経路として、建築物の中央と端に避難用階段を設置しなければならないが、現行法令上、建物廊下の扉を開けたらすぐに避難階段につながっていなければならないので、バルコニーが1周あったとしても避難階段の手すりですりやられて実際には通行が難しく、「建物上どうやって建てるのか。」というのが、建築士たちの意見だった。バルコニーは国際基準では85cm、日本では80cm、福岡市ではそれを上回る90cmを独自基準として加えようとしているが、このような背景について検討したのか。

事務局：入所者の安全を考え、福岡市では、新築については、平成22年から募集要項に設けている。

分科会長：新築で十二分に敷地があればよいだろうが、現在のところ、福岡市の場合は「市街地、居住地に近いところで施設を整備してほしい」という要望が強く、山奥とか離れた場所では、あまり施設のご希望がない。また、市内の既存施設は老朽化が進んで建替時期を迎えるが、基準に沿った建

替えをすると施設規模を縮小しなければならないので、郊外や敷地に余裕のあるところ以外では、これがかかなりのネックにならないかと思うが、消防面ではより安全ということでよろしいという意見は出ていた。

事務局：一方で、入所者の安全を高めるため基準を引き上げた旨のコメントをいただいている。

分科会長：全員が車いすではないが、整備については全てに車いすを配慮しなければならない。また、防犯面から、この構造は実に建物に入りやすい。全部のバルコニーが階段につながるし外からどの部屋も100%侵入できる。また、認知症の人は逆に転落しやすいリスクがあるのではないかと指摘もあり、全方面で安全・安心かというと、そうではない。代わり得る安全性を考慮した構造であれば、必ずしも一周バルコニーが必要ではないのではないかと、という意見もあり、私もあるほど思ったが、皆様、いかがか。

部会長：5ページの7の、下から3行目に記載されているように、「バルコニーは建物の周囲全てが望ましいが、最低、各居室からバルコニーを通り、災害発生個所をう回する避難経路を確保する。」としているので、実際には、居室に沿って建物側面に平行に設置する可能性が極めて高いと思うので、緊急時に避難スペースがあった方が望ましいのではないだろうか。建替時に費用や建ぺい率への影響があることも部会でも認識しているが、安全・安心という部分を重視し、新設の施設には避難経路の確保に理解をいただきたい、と判断した。

分科会長：立地条件により、基準は何の問題もない施設もあれば、立地によってはかなりのネックになる、という問題認識を持っている方が他にもいるかもしれないと考え、話題を提供したところである。

委員：建築的な立場からは、バルコニーが容積率や建ぺい率に関わってくるなら大変な問題で、できることもできなくなるが、施設運営者がどう感じているか非常に重みを持つと思うが、施設代表の方はどう思われているのか。

事務局：事前の2回の意見募集時や、基準作成の過程、パブリック・コメントなど、折々に福岡市老人福祉施設協議会にも意見を伺ったが、そのような意見はなかった。

分科会長：実際作っていると、設計に携わっていなければ、一般の方は分からないと思う。入所者の安全最優先という大前提に立てば、90cmの幅があれば、より救助しやすい、消防がたどりつきやすいなど、たぶん間違いないとして、現実にはこういう問題があることをご理解いただければいいと思う。私の懸念は、耐用年数が迫り、建て替えねばならない面積の限られた施設においては、明らかに居住面積を犠牲にしていかなければならないことは明白なので、それに代わり得る安全装置が配慮できるのであれば、金科玉条のごとくバルコニーはいかかなものかと思い、提案した。市の先進的な意見として、条例にて90cm幅の確保を明記すること、安全優先については何らやぶさかではないが、施設の実情についても、この専門分科会で話題に上がったことを記憶していただければと思う。

副分科会長：バルコニーは、「建物の周囲全てが望ましいが、最低、各居室から…」とあるが、「最低」とはどの程度を考えているのか。

事務局：建物の形状や容積に応じて、ケース・バイ・ケースだが、実際に図面を見て、避難経路を確保できるか確認している。

副分科会長：必ずしも周囲ぐるとバルコニーをつけなければならないわけではなく、建物の形状や立地条件に応じて、避難経路が最低限度確保できるようにすればよいと、その程度なのか。

事務局：周囲につけるのが望ましいが、できない場合はそのとおりである。

分科会長：結局、解釈上、整備する時に避難経路が確保できればいいと理解できればいいということか。この文言はこのままでいいか。現在、「周囲全てが望ましいが、最低、…」という表現になっているので、それを弾力的に運用するということがよろしいか。

委 員：【意見無し】

分科会長：一度条例になるとなかなか変えるのは難しいので、今ここで決めた方がいいと思うが、この表現について、事務局はどう考えるか。

事 務 局：バルコニーについて、「非常災害に際して、避難、救出その他必要な行為に有効なバルコニーを設けることとし、…(中略)…バルコニーの幅は内法 90cm 以上とする。」というような規定を検討している。

分科会長：バルコニーは、安全に屋外に避難するのに有効なものにしてほしいという規定だと理解してほしいか。

事 務 局：そうである。

委 員：施設系サービスとは、どこまでが対象となるのか。民間の有料老人ホームも含まれるのか。

事 務 局：有料老人ホームは含まれない。有料老人ホームの中でも特定施設、いわゆる介護付き有料老人ホームは居住系に分類される。

委 員：昨年度グループホームを開設した。当然、そのグループホームはバルコニーを建物の周囲全てにつけていないが、それでよいとされた。実際にバルコニーを設置したのは、居室の並ぶ壁面で、もし左端で火災が発生しても右に抜けることができると指導を受けているので、現実的にもそのように運用されているものと理解していた。

分科会長：5ページの7の基準案は、以上のような議論があった上で、文言は特に修正せず、運用で対応ということで、4、5ページの1～8の基準案については、これでよろしいか。

委 員：【了承】

分科会長：続いて、6、7ページの9～16の基準案については、これでよろしいか。

委 員：【了承】

分科会長：8、9ページのうち、17～24の基準案で意見はないか。19の「重要事項の掲示」については、貼る場所がない、掲示物もかなり小さな字では高齢者には見づらい、ということであったと思うが、これでよろしいか。

委 員：【了承】

分科会長：8、9ページの17～24の基準案については、このとおりでよろしいか。

委 員：【了承】

分科会長：これまでのご意見をもとに、資料2について、本分科会で答申案として承認してよろしいか。

委 員：【了承】

分科会長：事務局案どおり、答申案として本分科会で決議する。

(3) 報告

分科会長：続いて、報告、資料3を説明されたい。

事 務 局：【資料3により説明】

分科会長：地域包括ケアは最近盛んにいろいろな場所で聞かれるようになり、向こう10年間くらいは、政策上、また事業推進上、これが中心になって動くと思われる。多分、最も重要な保健福祉システムとして、あらゆる保健・福祉・医療の施策がここに集約されるだろうし、最も集中されるべきと思う。この3ページの図に象徴されるようなシステムを目指すということだが、市民がどのよ

うにシステムを利用していか、分かりやすく広報、説明する必要がある。また、ワンストップ・サービスで、1か所に相談すればそこから全てにつないでくれるというように、高齢者等に分かりやすく効率的なシステムを立ち上げていただきたいし、限られた社会資源と費用の中で有効に無駄なくできると思う。また、扱う情報は個人情報になってくると思われるので、セキュリティが重要になる。システムに個人情報を取り込んでいく時には、それをどう守っていくか非常に大事で、留意されたい。検討組織も作られ議論も始まっているようだが、何か、意見、要望はないか。

部会長：このシステム構築は、これから力を入れられるだろうから、是非、支援していきたい。

分科会長：かなりの部分は専門的組織があり、それぞれ独自の活動をしている。これをどうやって組織化して、効率的に運用し、最終的に高齢者にとって便利な、使い勝手の良い、楽しい老後を暮せるようにするかということに尽きると思うので、よく議論していただき、実効性を確保されたい。

分科会長：続いて、資料4について、事務局より説明されたい。

事務局：【資料4により説明】

先日開催した健康づくり専門分科会では、健康格差対策、中小企業従事者への対応、行政の啓発物の分かりやすいものへ改善、情報伝達の工夫を、などの意見があった。また、高齢者だけでなく、次世代の健康づくりに取り組むべきなど、いろいろご意見いただいた。これらを踏まえ、第2回分科会について準備中である。第1回分科会の議事録は1、2週間後、福岡市のHPに掲載予定なので、是非ご覧いただきたい。

分科会長：報告事項について、ご意見やご質問はあるか。

委員：基本的な方向が、ほとんどが成人に対する施策と思うが、今、問題になっているのは、幼児や小中学生の体格の弱さなので、基本的な方向の「③ 健やかな生活の維持」に少し入っているが、子どもの健康について1項目置くべきと考える。幼少期の健康というものはすごい比重を持っている。今、弱い小中学生を見ていると、将来心配になる。今年度は発達障がい児が1,131人生まれている。また、別途診断されている発達障がい児が847名。妊婦と子どもの健康増進は非常に大事だ。成人対策ばかりしている実感があるので、ささやかながら意見した。

事務局：委員のご意見はもっともで、施策分野の中に「次世代の健康」と設けているが、厚生労働省からも、子どもの健康について重点的に書くように、見解を示されたところである。しっかりと議論し、いいものを作りたいと考えている。

分科会長：他に、質問や意見はないか。

委員：健康寿命という言葉を最近よく見るが、判定方法があるのか。

事務局：厚生労働省が全国の75万世帯に対して国民生活基礎調査を実施し、「日常生活に制限のない期間、自分で健康であると自覚している期間の平均」から算出している。実際、70万世帯で全国規模ではそれが算出できているが、そのデータでは、福岡市は1,400しかサンプルがないので、今後どのように算出するか、検討している。健康寿命については、「介護を受けたり寝たきりにならないで、自立して生活できる期間」とされているので、算出方法についてはいろいろな先生の意見を聞いているところである。市民に分かりやすいものになるよう、検討してまいりたい。

委員：高齢化が進む中では、健康に対する取り組みは重要で、健康寿命はその取り組みの目標になると思うので、是非、年度ごとになど、データを示していただきたい。もう1点、企業は、少なくとも労働安全衛生上、年1回は健康診断を受けさせねばならないが、自営業者はなかなか特定健診に行かず、受診率が延びていかない状況があると思う。少なくとも、年1回は特に自営業者が受診するよう、これまで以上に取り組んでいただければと要望する。

副分科会長：検診の課題には、中小企業従事者の配偶者の受診が少ないことも挙げられる。市民検診の形で、

一緒に取り組んでいただけるとありがたい。

分科会長：健康寿命は、ある意味、いろいろな施策について、費用対効果等の面でも判定し易い指標になると思うので、是非検討いただきたい。

分科会長：最後に、本審議会全体の委員長でもある副分科会長から挨拶をお願いしたい。

副分科会長：最後に、保健福祉審議会委員長として一言お礼申し上げます。条例委任検討部会、高齢者保健福祉専門分科会で熱心にご議論いただいたおかげで、先ほど、資料2のとおり答申がとりまとまった。現在、別途障がい者保健福祉専門分科会でも同様に答申がまとまったところで、本分科会の答申と合わせて、委員長から福岡市長に、11月15日に答申させていただく。皆様ありがとうございます。

分科会長：では、これで、審議及び報告について、すべて終了する。

局 長：【御礼及び挨拶】

(4)閉会

【別紙】出席者一覧

1 高齢者保健福祉専門分科会委員(※五十音順)

氏 名	役職・専門分野等	備考
阿 部 正 剛	福岡市議会第2委員会委員	
石 田 重 森	福岡大学名誉学長	副分科会長
伊 藤 豪	福岡大学商学部准教授	条例委任検討部会委員
今 林 栄 子	第2号被保険者	
内 田 秀 俊	公益社団法人認知症の人と家族の会福岡県支部代表	
笠 松 範 子	第2号被保険者	
加 藤 めぐみ	福岡市老人福祉施設協議会代表	条例委任検討部会委員
鬼 崎 信 好	久留米大学文学部社会福祉学科教授	条例委任検討部会部会長
佐 藤 芙美子	第1号被保険者	
白 津 陽 一	第1号被保険者	
高 山 博 光	福岡市議会第2委員会委員	
竹之内 徳盛	公益社団法人福岡市老人クラブ連合会会長	
田 代 芳 樹	株式会社西日本新聞社論説委員会委員	条例委任検討部会委員
手 塚 裕 一	社団法人福岡県高齢者能力活用センター業務担当局長	
中 野 千 恵	公益社団法人福岡県介護福祉士会副会長	条例委任検討部会委員
長 柄 均	一般社団法人福岡市医師会副会長	分科会長
浜 崎 太 郎	福岡市議会第2委員会委員	
松 田 潤 嗣	社会福祉法人福岡市社会福祉協議会常務理事	
山 根 哲 男	福岡市介護保険事業者協議会会長	条例委任検討部会委員

2 福岡市保健福祉局(※組織順)

氏 名	所 属
中島 淳一郎	福岡市保健福祉局長
恒吉 香保子	福岡市保健福祉局理事
峯田 太史	福岡市保健福祉局総務部長
西島 裕二	福岡市保健福祉局総務部総務課長
福永 たつ子	福岡市保健福祉局総務部政策推進課長
新徳 重昭	福岡市保健福祉局健康福祉のまちづくり部長
高木 三郎	福岡市保健福祉局地域福祉課長
佐藤 文子	福岡市保健福祉局地域保健課長
辻野 初子	福岡市保健福祉局健康増進課長
榎本 精治	福岡市保健福祉局高齢者・障がい者部長
矢野 俊治	福岡市保健福祉局高齢者・障がい者部高齢者施設支援課長
宮田 英生	福岡市保健福祉局高齢者・障がい者部介護保険課長